■小型特殊自動車（農耕作業用・田植機・コンバイン・フォークリフトなど）をお持ちの方へ

乗用装置のある農耕作業用自動車（トラクター・コンバイン・田植機など）や小型特殊自動車（フォークリフト、ショベルローダ、ターレット式構内運搬車など）は、軽自動車税（種別割）の課税対象となるため、登録の申告をしていただく必要があります。

●軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 農耕作業用 | 小型特殊自動車 |
| 規格 | 最高速度３５ｋｍ未満　※大きさに制限なし | 大きさ：長さ４．７m以下、幅：１．７m以下、高さ：２．８m以下、最高速度：１５ｋｍ以下 |
| 種類 | 農耕用トラクタ農業用薬剤散布機刈り取り脱穀機（コンバイン）田植機農耕作業用トレーラ※乗用装置のあるもの\*国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車マニュアスプレッダ（堆肥散布機）スプレーヤ（薬剤散布機）ロールベーラ（牧草、稲わら梱包機）トレーラ（運搬車）など | フォークリフトショベルローダタイヤローラロードローラグレーダロータリー除雪車アスファルトフィニッシャターレット式構内運搬自動車など国土交通大臣の指定の指定するカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 |
| 税額 | ２，４００円 | ５，９００円 |

●手続きに必要なもの

・車名（メーカー名）、車体番号がわかるもの

・販売証明書または譲渡証明書

・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※１乗用装置がない（手押し式など）農耕作業用自動車は、軽自動車税の対象ではありません。

※２・「国土交通大臣の指定の指定するカタピラを有する自動車」として、次のとおり指定されています。

➢左右のカタピラの回転速度の差のみにより操向する構造のカタピラを有する自動車

・「国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車」として、次のとおり指定されています。

➢林内作業車

➢原野作業車

➢ホールキャリア

➢草刈作業車

◎乗用装置のないもの、及び上記の規格を一つでも超える大型自動車で、事業用資産の場合は固定資産税（償却資産）の申告対象になります。

♦農耕用作業車は、道路運送車両法の小型特殊自動車に該当するため、公道を走行しない（田畑や工場内でしか使用しない）車両でも、標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。（市税条例第８７条）

※ナンバープレートを取り付けることができない車両は、必ずしも取り付ける必要はありませんので、大切に保管してください。

♦現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

♦該当する車両を取得した人（法人）または現在未申告の車両を所有している人（法人）は、速やかに軽自動車税の申告手続きをして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

♦車両を買い換えた時はナンバーも変える必要があります。前の車両のナンバープレートを返納し「廃車」の申告手続きをするとともに、新しい車両の「登録」申告手続きをしてください。